



10月から

短時間労働者に対する健康保険の適用拡大が始まります

法改正により、平成28年10月から、パート・アルバイト等の短時間で働いている方のうち一定の条件を満たす場合は、被保険者として勤務先の健康保険に加入することになります。



パートやアルバイトで働いていても健康保険に加入する場合があります

POINT



現在、短時間労働者が健康保険に加入するには、「1週間の労働時間および1ヵ月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上」であることが要件です。この基準が緩和され、下記の適用拡大の5要件すべてに該当する短時間労働者も加入対象になります。

現行

週30時間以上

(労働時間・日数が一般社員の4分の3以上)

平成28年10月から

短時間労働者への適用拡大・5要件



- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間(見込み)が1年以上
- ④学生は適用除外
- ⑤勤務先の従業員数が501人以上*

* 施行後3年以内に検討を加え、その結果にもとづき、必要な措置を講じる予定です。

ご注意!

当健保の被扶養者から外れる場合は削除手続きを忘れずに

10月以降は次の点にご注意ください。

- ①パート・アルバイトにより収入がある被扶養者の方で、5要件に該当する場合は、お勤め先が加入する健康保険組合に加入することとなり、被扶養者から外れることとなります。
- ②パート・アルバイトにより収入がある任意継続被保険者の方で5要件に該当する場合は、お勤め先が加入する健康保険に加入することとなります。



このケースに該当する場合、速やかな被扶養者の削除手続きが必要です。被保険者の方は「被扶養者異動届」に該当する被扶養者の保険証を添えて、所属事業所の健康保険担当者を通じて当健保に提出してください。